餃子の王将
日本を美味しく

GYOZA OHSHO

第46回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置について

- 健康状態にかかわらず、ご来場をお控えください。また、会場の定員が少ない（お席の間隔をお空けするため）ので、ご来場いただいてもご入場いただけないことがございます。
- 議決権行使については、事前行使をお願いいたします。また可能な限り、インターネット、スマートフォンでの事前行使をお願いいたします。
- 開催時間を短縮するため、目的事項の時間、質疑の時間を短縮させていただきます。
- 事業報告等の詳細は、当招集ご通知P.12～、あるいは当社HP上においても開示させていただきます。

開催情報

[日時]

2020年6月26日（金曜日）
午後1時（受付開始：正午）

[場所]

京都市東山区粟田口華頂町1（三条けあげ）
ウェスティン都ホテル京都 西館4階
瑞穂の間

[郵送又はインターネット等による議決権行使期限]

2020年6月25日（木曜日）午後6時まで

CONTENTS

社会的使命・経営理念 …… 1
招集ご通知 …… 3
株主総会参考書類 …… 9
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
[添付書類]
事業報告 …… 12
計算書類等 …… 32
監査報告書 …… 38

証券コード：9936
株式会社 王将フードサービス

社会的使命・経営理念

社 会 的 使 命

快適な食空間、心温まる接客、そして美味しい料理は人々を「幸せ」にします。

私たちは、それらを高品質で提供しながら、低価格で実現する努力を行う事によって、より多くの人に「幸せ」を感じてもらう事を使命とします。









台北統一時代店

餃子の王将
日本を美味しく

GYOZA OHSHO





Expressアトレ秋葉原店



経 営 理 念

お客様から「褒められる店」を創ろう!

その実現に向けた努力こそが私達を成長させ、
私達に幸せをもたらし、
社会への貢献につながる原点である。

株式会社 王将フードサービス

株 主 各 位

（証券コード　9936）
2020年6月5日

京都市山科区西野山射庭ノ上町294番地の1
株式会社 王将フードサービス
代表取締役社長　渡邊 直人

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととご拝察申しあげます。

さて、当社第46回定時株主総会を右記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っておりますが、株主総会の重要性に鑑み慎重に検討した結果、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、本株主総会を開催させていただくことといたしました。

しかしながら、株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、**株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場は、極力お控えくださいますよう**お願いいたします。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2020年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願いいたします。

敬具

記

❶日　　時　**2020年6月26日(金曜日)　午後1時(受付開始:正午)**

❷場　　所　京都市東山区粟田口華頂町1(三条けあげ)
ウェスティン都ホテル京都　西館4階　瑞穂の間
(末尾記載の定時株主総会会場のご案内をご参照ください。)

❸目的事項　報告事項
1. 第46期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項
第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　監査役1名選任の件
第3号議案　補欠監査役1名選任の件

以　上

招集ご通知

議決権行使等についてのご案内

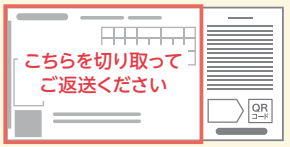
書面（郵送）によるご行使



行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。



電磁的方法（インターネット）によるご行使

「スマート行使」によるご行使



行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後6時受付分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQR コード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



▶詳細につきましては**7頁**をご覧ください。

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使



議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後6時受付分まで

当社の指定する下記議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net

▶詳細につきましては**8頁**をご覧ください。

● 議決権行使のお取り扱い

1. インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
   なお、インターネット等による議決権行使と書面による議決権行使が同日にされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ	議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

【株主様へのお願い】

1. 議決権行使について
   事前行使をお願いいたします。また可能な限り、インターネット、スマートフォンによる議決権行使をお願いいたします。
   議決権行使書面による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。
   そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権の行使をお願いいたします。

2. 総会当日の運営について

ご来場される場合でも、感染防止のための対応にご協力をお願いいたします。ご協力いただけない株主様につきましては、ご入場をお断りする場合がございます。

・受付及び会場入口付近等にアルコール消毒液を配備いたしますので、ご使用のご協力をお願いいたします。
・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願いいたします。
・ご入場前に検温を実施いたします。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから 14日間が経過されていない方は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
なお、海外から帰国されてから 14 日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
・株主席相互の間隔を広げるなどの衛生措置を取るため、例年よりもかなり少ない座席数となりますので、当日ご来場いただいても、ご入場できないことがございます。

3. 総会当日の議事進行について

株主様、従業員の感染拡大防止のため、短時間での開催を行います。

・事業報告・監査報告については要点のみ行います。事業報告等の詳細につきましては当社ウェブサイト(https://www.ohsho.co.jp)上にて開示いたしますので、詳細をご確認されたい株主様は同記載をご覧ください。
・質疑の時間も短縮するため、質問者数を制限させていただく場合がございます。

4. 最新の情報の確認について

・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合がございます。
当社ウェブサイト(https://www.ohsho.co.jp)上の最新情報をご確認ください。
・新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しますので、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のHPを必ずご確認くださいますようお願いいたします。

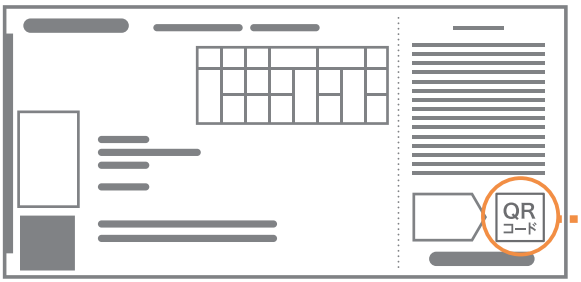
5. その他

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
・株主様でない代理人及び同伴の方など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご注意願います。
・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の注記事項及び計算書類の注記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.ohsho.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.ohsho.co.jp)に掲載させていただきます。

インターネット等による
議決権行使のご案内

「スマート行使」によるご行使

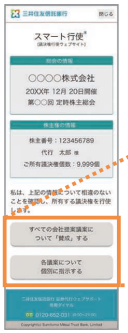
1 QRコードからスマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス



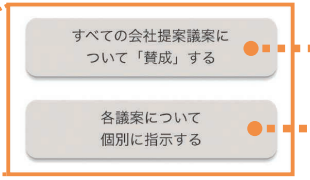


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

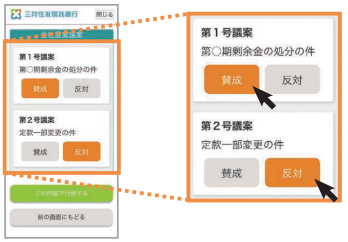
2 議決権行使方法を選ぶ



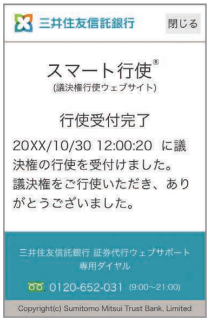
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

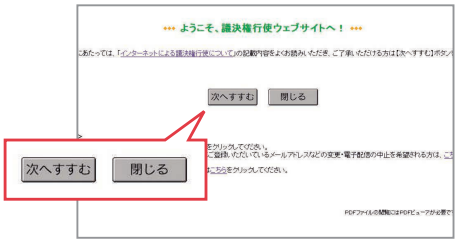


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、右記の「議決権行使コード・パスワード入力によるご行使」より行使をお願いいたします。

※スマート行使は、日本株主データサービス株式会社の登録商標です。
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

1 議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）へアクセス

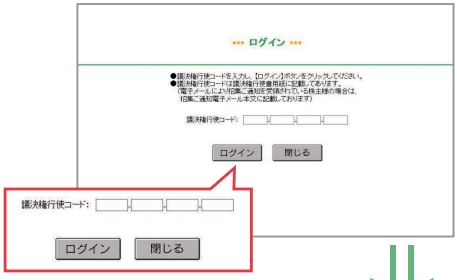


「次へすすむ」をクリック

スマートフォン・パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031
受付時間 午前9時～午後9時

2 ログインする

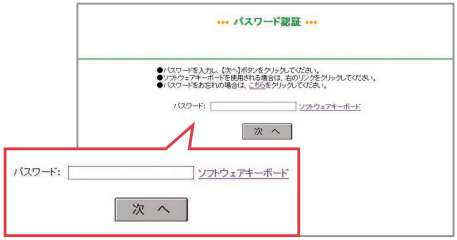


「議決権行使コード」※を入力し、
「ログイン」をクリック



議決権行使書用紙

3 パスワードを入力



「パスワード」※を入力し、
「次へ」をクリック

※「議決権行使コード」「パスワード」は、お手元の議決権行使書用紙の所有株式数が印字されている面の左下に記載されています。

以降は画面の案内に従って賛否をご送信ください。

※インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。
議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

議案及び参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する長期的利益還元を行うことを重要な課題のひとつと位置づけ、営業力の強化と将来の事業展開に備え内部留保の拡充を図りつつ、配当性向の水準は50%を目標として、年2回の配当を基本方針としております。この方針に基づき、当期期末配当金につきましては、1株当たり60円とさせていただきたいと存じます。

❶ 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金　銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式　1株につき金60円 総額　1,125,839,400円 なお、中間配当金として1株につき60円をお支払しておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき120円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月29日

第2号議案　監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役　髙橋正哲氏の任期が満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

北川（きたがわ）　佳久（よしひさ）　（1948年11月27日生）

	新　任 社外監査役候補者	所有する当社株式の数 ―株

■ 略歴及び重要な兼職の状況

1972年 4 月	アサヒビール株式会社　入社
1996年 9 月	同　近畿圏本部　経理部長
2002年 9 月	同　本店　財務部長
2004年 3 月	同　執行役員　財務部長
2010年 3 月	同　退任
2010年 4 月	株式会社東京吉兆　顧問（現任）
2013年 4 月	株式会社本吉兆　顧問
2016年 8 月	株式会社なだ万　顧問
2017年 8 月	株式会社五苑マルシン顧問

社外監査役候補者の選任理由　アサヒビール株式会社における経理・財務業務の豊富な経験と専門的知識を活かし、当社の経営に対する監査を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

（注）1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 北川佳久氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

第3号議案　補欠監査役1名選任の件

2019年6月26日開催の第45回定時株主総会において補欠監査役に選任されました四方俊一氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えるため、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

四方（しかた）　俊一（としかず）　（1949年8月10日生）

	補欠社外監査役候補者	所有する当社株式の数
		―株

■ 略歴及び重要な兼職の状況

1973年 4 月	株式会社京都銀行入行
1993年 1 月	株式会社ファルコバイオシステムズ入社
1995年12月	同　取締役
2000年 5 月	株式会社ファルコライフサイエンス 代表取締役社長
2000年12月	NPO日本食品危害研究所理事
2004年 7 月	社団法人日本衛生検査所協会顧問
2007年12月	株式会社ファルコバイオシステムズ 常務取締役
2010年 3 月	株式会社ファルコSDホールディングス 常務取締役
2013年 6 月	同　顧問
2013年 8 月	株式会社ロマンライフ顧問

補欠社外監査役候補者の選任理由　金融機関における豊富な経験、また長年の経営全般にわたる幅広い見識に基づき、当社の経営に対する監査を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

（注）1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 四方俊一氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠社外監査役候補者が監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

以　上

餃子の王将 日本を美味しく　GYOZA OHSHO

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

連結経営成績サマリー

	金額	構成比	前年同期比
売上高	85,571百万円	100.0%	4.8%増加
営業利益	7,698百万円	9.0%	11.2%増加
経常利益	8,084百万円	9.4%	10.6%増加
親会社株主に帰属する当期純利益	5,311百万円	6.2%	26.8%増加

■ **全店客数前年同期比3.6%増(既存店2.8%増)…直営店実績**
■ **既存店売上高対前年同期比4.0%増収…直営店実績**

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な設備投資と個人消費により緩やかな回復基調にあったものの、米中貿易摩擦の長期化や英国のEU離脱問題、国内では輸出の落ち込み及び消費増税等によって先行きの経済に対する不透明感が拡がりました。当連結会計年度の終盤においては、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大によるインバウンド需要の低迷、経済活動の停滞により景況感はさらに悪化いたしました。

外食業界におきましては、季節メニューの好調やメニュー価格の改定等により客単価は上昇傾向にあり、全体として売上は好調に推移したものの、中食市場との競合、少子高齢化による需要の減退に加え、人手不足等による人件費単価の上昇や消費増税等による事業環境の悪化があり、さらに、当連結会計年度の終盤からは、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きなマイナスインパクトを業界全体に与えています。

このような状況下にありますが、まず、新型コロナウイルス感染拡大以前からの当社グループの取り組みについてご説明いたします。

ブランド価値を引き上げる経営理念の実現を最重要課題とし4つの主要戦略（人材戦略、商品戦略、店舗開発戦略、販促戦略）と6つのサポート戦略（工場戦略、FC店舗戦略、海外戦略、情報共有促進・社内広報強化、財務体質の強化、組織体制の強化）から成る中期経営計画を推し進めてまいりました。その主な戦略と成果については以下のとおりであります。

①積極的な人材教育投資

お客様から褒められる店づくりのため、積極的な人材教育投資を行っております。社内に開設した教育部署である「王将大学」では、階層ごとに店舗マネジメントスキルの強化の研修及びマインドの醸成のための合宿研修を実施してまいりました。また、「王将調理道場」では、調理技術認定制度を導入した調理研修により調理技術の向上を促進することができました。このように、王将大学と王将調理道場による教育により、個々の社員が成長し、店舗のQSCを着実に向上することができ、店舗の営業体制が強化されたことで、2019年の大型のゴールデンウィークを始め、繁忙時にも店舗の混雑とチャンスロスを最小限に抑えることができるようになりました。

②生産性と料理の味の向上

シフト管理の見直し、店舗マネジメント方法の改善等の努力と工夫を行った結果、生産性が向上し人件費の高騰が抑制され利益向上に大きく寄与しました。この結果、食材費高騰の中でも、価格を据え置くことを可能にしました。

また、従業員の調理スキルの向上とともに、グランドメニューを中心に、常にレシピを見直し、料理のブラッシュアップに努めることで料理の味を向上させてまいりました。

③安定的な国産食材の供給確保と継続的な品質改良

上質かつ安定的な国産食材の供給を確保するため、生産者と緊密な連携の実施、産地を分散するなどの工夫を行ってきました。また、餃子の皮に使用している北海道産小麦の特性を最大限引き出すため製造工程の見直しを実施するなど、看板商品である餃子の継続的な品質改良を実施してまいりました。

2020年3月期は、にんにくを控えたい方のための「にんにくゼロ餃子」をさらに進化させ、通常の餃子の約2倍の国産生姜を使用した

「にんにくゼロ生姜餃子」を開発いたしました。2019年7月の販売以来、大変好評をいただき、人気メニューとなりました。

④積極的な販売促進活動

新規顧客の獲得のため、ケンドーコバヤシさんを起用したテレビCMの放映、人気ゲームとのコラボレーション、TV番組への積極的な露出を行いました。

さらに、お客様の来店頻度を向上させるため、スマホアプリ電子クーポンの定期的な配信、お会計金額に応じて押印されるスタンプを集めて各種賞品(「音声目覚まし時計」を始めとした王将限定グッズ等)と交換できる「お客様感謝キャンペーン」を年間通じて実施しました。

また、新たな需要を掘り起こすため、生ビール1杯につき100円引きまたは半額券を提供する「生ビールキャンペーン」を実施しドリンク比率を高めました。

創業52年目を迎えた2019年12月24日・25日の2日間限定で税込500円分割引券を配布した「創業祭」は、1月後半から2月に割引券の回収がピークを迎え、閑散期の来店客数の増加に大きく貢献しました。

このように、年間を通じて新規顧客獲得を図りつつ、顧客の固定化、来店頻度向上を狙う多角的な販売促進活動を計画的に実施してまいりました。

⑤決済方法の多様化及びテイクアウト・デリバリーの強化

世の中の決済方法の多様化の流れに鑑みて、現金支払いを基本としてきた食事代金の決済方法から、一気に直営全店でのキャッシュレス決済を可能にしました。

また、消費増税のマイナスインパクトを見据え、軽減税率が適用されるテイクアウトとデリバリーサービスの強化を図ってまいりました。テイクアウトでは、スマホからいつでもどこからでも商品を注文し事前決済できる仕組みである『EPARKテイクアウト』を直営全店に導入しました。デリバリーサービスでは、「出前館」導入店舗を新たな地域に拡張し、「Uber Eats」と併せて計74店舗にデリバリーサービスを拡大しました。その結果、テイクアウトとデリバリーサービスを合わせた売上高は高い伸びを示し、直営店の売上増加に寄与いたしました。

⑥新たな市場開拓と店舗への再投資

新たな店舗による市場開発を視野に、2019年6月に新業態1号店となる「餃子の王将Expressアトレ秋葉原店」を開店いたしました。全席がスタンディングであることや先行販売した「餃子の王将 ひとくち餃子」等のメニューは、駅構内や狭小物件等に対する今後の店舗展開の可能性を見据えて取り組んでおります。

また、店舗の老朽化、陳腐化を防止するため店舗の改装・補修を積極的に推進しました。

改装は、女性目線での快適性向上と店舗の視認性向上や生産性向上に寄与しております。

海外展開につきましては、2019年4月に台湾3号店となる「餃子の王将 台北統一時代店」を開店いたしました。台北初出店であり女性をターゲットにした新コンセプト店「GYOZA OHSHO」のスタイルをほぼそのまま取り入れ、台湾における新しいスタイルを提案しております。今後も立地や客層に応じた柔軟な店舗づくりを進めてまいります。

⑦CSRの重視

CSRを重視した取り組みの一つとして、全世界で深刻化する「プラスチック製品による環境汚染問題」に対処するため、2019年7月より全店舗においてプラスチック製のストローとお持ち帰り用スプーンを廃止し、生分解性樹脂のストローとバイオマスプラのお持ち帰り用スプーンへの切り替えを行いました。

その他、2011年に東日本大震災による被災地支援を目的に「野菜煮込みラーメン」の売上の一部を寄付させていただいてから、その後も継続的に被災地支援の取り組みを行っております。

上記の取り組みの結果、お客様から高い評価をいただけたことが前年の業績を上回り、当連結会計年度においても過去最高の売上高を獲得し、さらに最終損益である親会社株主に帰属する当期純利益も過去最高となった大きな要因であると考えております。

以上の結果、売上高は、客数及び客単価がともに増加したこと等により、前年同期に比べて39億33百万円(4.8%)の増収で855億71百万円となりました。

営業利益は、増収となったことに加え、原価低減の取り組みによる原価率の改善、生産性向上による人件費増加の抑制、水道光熱の使用量削減の効果等により、前年同期に比べて7億74百万円(11.2%)の増益で76億98百万円となりました。

経常利益は、上記理由等により、前年同期に比べて7億73百万円(10.6%)の増益で80億84百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失の減少等により、前年同期に比べて11億22百万円(26.8%)の増益で53億11百万円となりました。

当連結会計年度の店舗展開の状況につきましては、直営6店、FC6店の新規出店、FC1店の直営への移行、FC4店の閉鎖を行っております。これにより期末店舗数は、直営523店、FC214店となりました。

〔売上高の状況〕

区分＼期別	前期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）			当期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）		
	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)
直営店	516	75,273	92.2	**523**	**78,920**	**92.2**
フランチャイズ加盟店	213	6,364	7.8	**214**	**6,651**	**7.8**
合　計	729	81,638	100.0	**737**	**85,571**	**100.0**

(注1) 直営店は、直営店舗での中華料理等の販売高であり、フランチャイズ加盟店は、当社からの中華食材等の販売高であります。
(注2) 店舗数は期末日現在の店舗数であります。

〔地域別直営店売上状況〕

区分＼期別	前期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）			当期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）		
	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)
関西地区	235	36,371	48.3	**235**	**38,187**	**48.4**
(京　都　府)	(44)	(7,261)	(9.6)	**(44)**	**(7,640)**	**(9.7)**
(大　阪　府)	(114)	(16,260)	(21.6)	**(114)**	**(17,101)**	**(21.7)**
(兵　庫　県)	(38)	(6,016)	(8.0)	**(38)**	**(6,324)**	**(8.0)**
(滋　賀　県)	(15)	(3,005)	(4.0)	**(15)**	**(3,119)**	**(4.0)**
(奈　良　県)	(15)	(2,469)	(3.3)	**(15)**	**(2,554)**	**(3.2)**
(和　歌　山　県)	(9)	(1,358)	(1.8)	**(9)**	**(1,446)**	**(1.8)**
北海道地区	18	2,064	2.7	**19**	**2,246**	**2.8**
東北地区	5	575	0.8	**5**	**693**	**0.9**
関東地区	142	19,830	26.3	**145**	**20,629**	**26.1**
甲信越地区	8	878	1.2	**8**	**881**	**1.1**
東海地区	50	7,949	10.6	**51**	**8,410**	**10.7**
北陸地区	16	1,948	2.6	**16**	**2,022**	**2.6**
中国・四国地区	17	2,024	2.7	**17**	**1,998**	**2.5**
九州地区	23	3,409	4.5	**24**	**3,556**	**4.5**
台湾	2	221	0.3	**3**	**294**	**0.4**
合　計	516	75,273	100.0	**523**	**78,920**	**100.0**

2 設備投資等の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は26億47百万円であり、主なものは次のとおりです。

[新設直営店舗]

イオン湯川店(北海道)、Expressアトレ秋葉原店(東京都)、ブランチ横浜南部市場店・小田急マルシェ秦野店(神奈川県)、258号大垣新田町店(岐阜県)、ゆめタウンはません店(熊本県)、台北統一時代店(台北市)計7店舗

[改装直営店舗]

草加店(埼玉県)、上大岡京急店(神奈川県)、鈴鹿中央店(三重県)、宝ヶ池店(京都府)、箕輪口店(大阪府)、春日店・筑紫野店(福岡県)計7店舗

3 資金調達の状況

安定した資金調達基盤を維持しつつ、資金効率を重視して資金調達を行っております。設備資金は長期借入金等により調達し、運転資金は自己資金で対応してまいりました。また、既存取引行に当座貸越枠360億円を設定しており、手元流動性預金とあわせて、非常時及び緊急時にも資金対応を速やかに実施できる体制を整えております。

4 会社の経営の基本方針

当社は、

『快適な食空間、心温まる接客、
そして美味しい料理は人々を「幸せ」にします。
私たちは、それらを高品質で提供しながら、
低価格で実現する努力を行う事によって、
より多くの人に「幸せ」を感じてもらう事を
使命とします。』

を社会的使命とし、

『お客様から「褒められる店」を創ろう!
その実現に向けた努力こそが私達を成長させ、
私達に幸せをもたらし、
社会への貢献につながる原点である。』

を経営理念としており、従業員の「考える」「発言する」「行動する」「反省する」という「自奮自発の精神」を尊重し、従業員の成長と自己実現を図ることにより、真のお客様サービスの追求と実践を行ってまいります。

5 目標とする経営指標

当社は、原価率の適正な水準やコスト管理に注力しており、収益の基本指標である売上高営業利益率を最も重要な経営指標として採用しております。従前は、売上高営業利益率8%以上を経営の目標とし、中期的な株主還元方針として50%の配当性向を目標としておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大状況に大きく左右されることから、状況に対応した最大限の努力を行ってまいります。

6 対処すべき課題

2021年3月期の最大の課題は、新型コロナウイルスの感染拡大状況による売上変動であると考えております。それらに対応して、以下の緊急対策を実行し、売上、利益の確保を目指してまいります。

①テイクアウトビジネス拡大施策の強化、テイクアウトのみ営業
②営業開始時間の前倒し、朝食のテスト導入
③大幅な売上低下店舗の一時休業
④店舗のスクラップ&ビルド

テイクアウトビジネスに関しましては、前記のとおり従前より強化を図ってきたことが、新型コロナウイルスの感染拡大によるテイクアウト需要の急増に対応できる結果となり、営業時間短縮と自粛による店内売上の減少を一部補完できました。また、テイクアウトのニーズに応えるために、電子レンジでご飯とおかずが一度に温められる新しい容器を使った「餃子の王将 レンチンシリーズ」を開発し販売を開始しました。臨時休校措置を受けお子様の食事でお困りのご家庭には、期間限定で「お持ち帰り専用お子様弁当」を販売いたしました。今後もテイクアウトをご利用される顧客のニーズに合った商品開発とデリバリー対応店舗の拡大を進めてまいります。

商業施設内の店舗では、館内の来場者数の大幅減少による売上減少が著しい店舗は、一時休業を行い利益の流出を食い止めます。

また、従前より、老朽化及び売上貢献の低かった店舗のスクラップ&ビルドをこの機に思い切って進め1店舗当たりの平均売上の向上を目指してまいります。

そして、上記の緊急対策を実行しながらも、当社のブランド価値を引き上げる戦略である中期経営計画は手を休めること無く着実に推進してまいります。2021年3月期の重点課題は次のとおりです。

[中期経営計画の4つの主要戦略と主な課題]
1. 人材戦略
- 従業員満足度調査の活用による従業員満足度のさらなる引き上げ
- 人事制度の正しい運用、表彰制度の進化改善
- リーダーとなれる人材の効果的採用
- 店舗格差の解消

・より積極的な接客レベルへの向上

2.商品戦略

・レシピの刷新と調理マニュアルの整備

・「王将調理道場」の有効活用による調理技術の高度化

3.店舗開発戦略

・市場分析能力の向上等による店舗開発力の強化

・計画的な店舗改装

4.販促戦略

・メディアミックスの変更

・キッズ、ヤングなどターゲットを絞った戦術の実施

・季節商品、シリーズ商品の開発

以上のとおり、新型コロナウイルス感染拡大に対する対策を適時適切に実行し、この非常時を乗り越えながらも、将来につながる戦略を確実に進めることで、ポストコロナにおける一層の飛躍を目指してまいります。

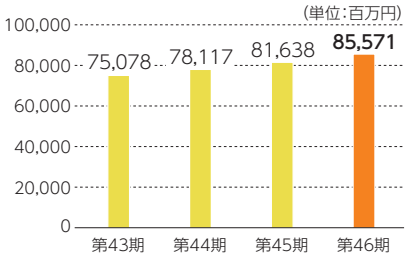
7 財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

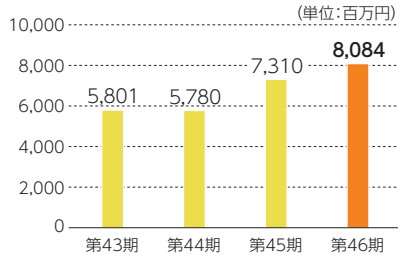
項目＼期別	第43期 (2017年3月期)	第44期 (2018年3月期)	第45期 (2019年3月期)	第46期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高	75,078	78,117	81,638	**85,571**
経常利益	5,801	5,780	7,310	**8,084**
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純利益	3,839	3,652	4,189	**5,311**
1株当たり当期純利益	203円92銭	195円07銭	223円62銭	**283円10銭**
純資産	43,832	46,122	46,872	**50,305**
総資産	64,727	65,102	63,950	**67,538**
1株当たり純資産額	2,341円11銭	2,463円47銭	2,498円83銭	**2,680円94銭**
自己資本比率	67.7%	70.8%	73.3%	**74.5%**

(注) 第43期は単体ベースで記載しております。

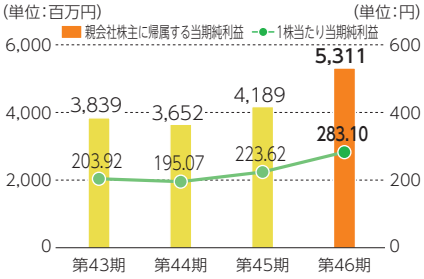
●売上高



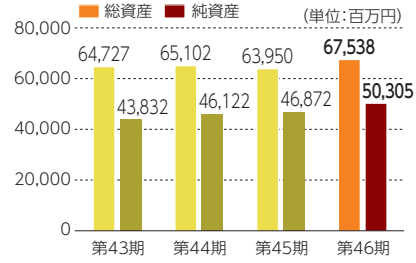
●経常利益



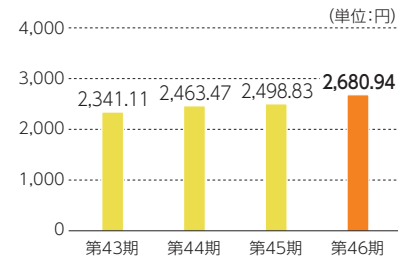
●親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純利益・1株当たり当期純利益



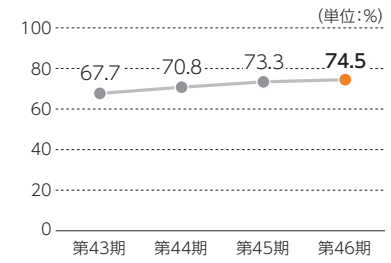
●総資産・純資産



●1株当たり純資産額



●自己資本比率



8 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金(百万円)	当社の議決権比率	主要な事業内容
王將餐飲服務股份有限公司	288 (75百万新台湾ドル)	100%	中華料理を主体にした レストランの運営
株式会社王将ハートフル	30	100%	食材の加工、 クリーニング業務

9 主要な事業内容

事業部門	事　業　内　容
中　華　事　業	中華料理を主体にしたレストランの運営及びフランチャイズ加盟店への中華食材等の販売

10 主要な営業所及び工場

本　　社	京都府京都市山科区西野山射庭ノ上町294番地の１
東京事務所	東京都千代田区神田須田町2丁目11番地 協友ビル3階
久御山工場	京都府久世郡久御山町田井東荒見1番地１
九　州　工　場	福岡県福岡市東区松島３丁目７番13号
札　幌　工　場	北海道札幌市手稲区新発寒６条１丁目１番46号
東松山工場	埼玉県東松山市大字新郷405番１
直　　営　　店	523店舗(うち海外3店舗)
F　　C　　店	214店舗

11 使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,241名	32名増	35.0歳	9.9年

(注) 上記のほか、嘱託社員111名及びパートタイマー6,407名(1日8時間勤務として計算した期中平均人員)を雇用しております。

12 主要な借入先

借　入　先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	717百万円
株式会社みずほ銀行	717百万円
株式会社三菱UFJ銀行	717百万円
株式会社三井住友銀行	717百万円
株式会社滋賀銀行	657百万円

借　入　先	借入金残高
株式会社南都銀行	556百万円
株式会社りそな銀行	301百万円
株式会社関西みらい銀行	225百万円
農林中央金庫	225百万円

2 会社の株式に関する事項

1 発行可能株式総数
90,000,000株

2 発行済株式の総数
23,286,230株
(自己株式4,522,240株を含む)

3 株主数
21,453名

4 大株主

株　主　名	持株数(千株)	持株比率(%)
アサヒビール株式会社	2,053	10.9
ジャパンフードビジネス株式会社	1,400	7.5
アリアケジャパン株式会社	1,100	5.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	977	5.2
加藤梅子	611	3.3
加藤ひろみ	602	3.2
公益財団法人加藤朝雄国際奨学財団	528	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	518	2.8
王将フードサービス取引先持株会	319	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	294	1.6

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式4,522千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡邊 直人	王將餐飲服務股份有限公司董事長 株式会社王将ハートフル代表取締役社長 営業推進本部長
専務取締役	上田 実	執行役員　経営戦略本部長 王将大学学長 office　UEDA代表
常務取締役	是枝 秀紀	執行役員　経営戦略本部副本部長 FC推進本部長　FC推進部長
常務取締役	木曽 裕	執行役員　総務本部長　総務部長 海外事業部長
常務取締役	門林 弘	執行役員　営業本部長　第3営業部長 営業サポート部長　東京事務所所長
常務取締役	戸田 光祐	執行役員　製造本部長　製造部長 工場管理部長　購買部長
取締役	杉田 元樹	執行役員　第1営業部長
取締役相談役	池田 直子	社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング所長
取締役	渡邉 雅之	弁護士法人三宅法律事務所パートナー 日特建設株式会社社外取締役
取締役	関島 力	アサヒグループホールディングス株式会社顧問兼迎賓館館長
取締役	野中 泰弘	株式会社ケイサポート代表取締役 ひかり監査法人代表社員
常勤監査役	髙橋 正哲	
監査役	原 哲也	サンキョー株式会社監査役
監査役	松山 秀樹	松山秀樹税理士事務所代表

(注) 1. 取締役渡邉雅之、関島力及び野中泰弘の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役髙橋正哲、原哲也及び松山秀樹の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2019年6月26日開催の第45回定時株主総会において、補欠監査役として四方俊一氏が選任されております。
4. 取締役野中泰弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役松山秀樹氏は、税理士として税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2019年6月26日開催の第45回定時株主総会において、戸田光祐氏、野中泰弘氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 2019年6月26日開催の第45回定時株主総会において、松山秀樹氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
8. 稲田旭彦氏は、2019年6月26日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
9. 中谷健良氏は、2019年6月26日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
10. 取締役渡邉雅之氏、野中泰弘氏及び監査役原哲也氏、松山秀樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けております。

当該定款規定に基づき、当社は社外取締役及び社外監査役の全員との間に責任限定契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

3 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	12名 （4名）	375百万円 （24百万円）
監査役 （うち社外監査役）	4名 （4名）	21百万円 （21百万円）
合計	16名	397百万円

（注）1. 上記以外に使用人兼務取締役に対する使用人給与（賞与含む）2名、20百万円を支給しております。
2. 上記報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、38百万円（取締役38百万円）を含んでおります。
3. 取締役及び監査役の報酬等の額に関する決定方針については、当社は企業価値向上に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定めることを基本としております。
当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は取締役については2019年6月26日であり、監査役については2015年6月26日であります。決議の内容は、取締役の報酬等は年額400百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）とし、さらに別枠として取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内として設定する内容であります。監査役の報酬等は年額40百万円以内とする内容であります。
取締役及び監査役の報酬の総額は株主総会の決議により定め、その各役員に対する割当ては、取締役報酬については報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会において決定され、監査役報酬については監査役の協議によって決定しております。報酬諮問委員会で審議するにあたり、社長と取締役の面談を実施し、取締役の職責・職務内容、成果を確認しております。報酬諮問委員会において、役員報酬決定のための方針、基準、面談結果に基づき、各取締役に対する報酬方針を審議いたします。報酬諮問委員会の委員は、代表取締役社長、独立社外取締役（独立役員の社外取締役のほか当社基準に基づく社外取締役を含む。）及び取締役会の決議によって選任された取締役とされ、2019年6月26日より、人事・報酬制度の立案に関与している取締役相談役が取締役会において委員として選任されています（合計5名・社内2名・社外3名）。報酬諮問委員会の議長は取締役会において選任された社外取締役が務めます。報酬諮問委員会の諮問決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その委員の過半数をもって決します。ただし、出席した独立社外取締役である委員の全員の同意がない場合には、当該諮問決議について報酬諮問委員会として推奨しないものとして取締役会に報告をします。取締役会では、報酬諮問委員会の審議結果、個別報酬の方針に基づき審議の上、報酬額を決定しております。
取締役の報酬は月額報酬と賞与で構成する金銭報酬と譲渡制限付株式報酬となります。譲渡制限付株式報酬は取締役が自ら行った経営判断の結果を株主の皆様と共有することで、企業価値向上と株価上昇に対する貢献意欲をより高めるため導入いたしました。なお、社外取締役は経営を監督する立場であり、ガバナンスの面より譲渡制限付株式報酬の対象外としております。具体的に各報酬金額は、当社の業績の状況及び各取締役の職位等に応じるとともに、職位ごとに担う職務内容、職責が違うことから、職位ごとに基本となる報酬額を設定して支給しております。また、職位ごとの報酬額は基本となる報酬額（下限）から上限までの範囲を設け、各取締役の経験、能力、成果等により、その範囲で決定しております。
監査役については、監査役会での協議にて決定しており、高い独立性の観点から、固定金額としております。
4. 社外取締役の支給人数及び報酬等の額には、2019年6月26日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって退任した稲田旭彦氏を含めております。
5. 社外監査役の支給人数及び報酬等の額には、2019年6月26日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって退任した中谷健良氏を含めております。

4 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社との間に監督及び監査の独立性に影響を及ぼす特別な利害関係は有しておりません。

② 社外役員の主な活動状況

氏　　名	区　　分	主な活動状況
渡邉雅之	取　締　役	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
関島　力	取　締　役	当事業年度開催の取締役会に18回中17回出席し、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
野中泰弘	取　締　役	取締役就任後の当事業年度開催の取締役会に全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
髙橋正哲	常勤監査役	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
原　哲也	監　査　役	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
松山秀樹	監　査　役	監査役就任後の当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

4 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けております。

当該定款規定に基づき、当社は会計監査人との間に責任限定契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

①会計監査人は、本契約の履行に伴い生じた当社の損害について、故意又は重大な過失があった場合を除き、5,000万円又は会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって損害賠償責任の限度とする。

②会計監査人の行為が①の要件を充足するか否かについては、当社がこれを判断し、速やかに結果を通知するものとする。

3 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る報酬等の額	38百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別時間、監査報酬の推移及び前事業年度の実績を確認した結果、妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際財務報告基準(IFRS)に関する助言等についての対価を支払っております。

4 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である王將餐飲服務股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

5 解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり決議しており、その内容及び運用状況は以下のとおりであります。

1 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、企業としての社会的責任を果たすよう、反社会的勢力との関係排除をはじめとするコンプライアンス意識の啓蒙をうたう行動規範を定めて、教育の実施及び小冊子の配付により取締役及び従業員に周知徹底します。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス関連規定を整備して教育を行います。

店舗運営等の重要業務を適正に執行し、その業務報告を漏れなく行うとともに意思決定及び業務執行における組織間及び組織内の牽制を図るために職務権限規程等の諸規程を整備します。

さらに、コンプライアンス上の問題を発見した場合に社内担当者又は顧問弁護士への報告・相談・通報体制として内部通報制度を設け、問題の未然防止と早期発見・解決に努めます。

当社は、業務実施部署から独立した取締役会直轄の組織として監査室を設け、法令及び社内規程の遵守状況、職務執行の内容について、店舗、工場、本社、子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役及び取締役会並びに監査役に報告します。

【運用状況】

コンプライアンス宣言及び行動規範をホームページを通

じて社内外へ告知しており、コンプライアンス意識向上を目的に、社員を対象にコンプライアンス研修を実施しております。コンプライアンス委員会は全社的なコンプライアンス方針を検討、審議しており、関係部門にて対策を実施しております。また、反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針を定め、ホームページ及び各事業所に掲示し、コンプライアンス及び反社会的勢力排除の意識の醸成を図るための小冊子を作成し社員へ配布しております。その他不当要求による被害を防止する責任者として直営店長を選任し各都道府県の暴力追放運動推進センターが実施する講習を受講しております。内部通報制度として労務部及び外部の弁護士が通報窓口を担当しており、通報内容についてコンプライアンス委員会委員に報告を行い、改善・再発防止に努めております。

監査室は、毎期、内部監査計画を策定し、各種監査を実施しております。

2 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他情報を「文書管理規程」及び「電算管理規程」等の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行います。

【運用状況】

取締役会関連文書等は、上記規程に基づき保存年限及び所管部署等を定めて適切に管理しております。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント規程に基づくリスクマネジメント会議を中心にリスクを抽出・分析したうえで、各リスクの対応方針、主管部署及び教育研修方針の決定を行うとともに、必要に応じて監査室を通じ、全社的または特定部門の内部監査を実施します。各部室長は、自己点検、内部監査等で明らかになった問題点等について、速やかに是正・改善の措置を講じるとともに必要に応じて規程等の改廃をします。

万一リスクが顕在化した場合でも損失を極小化するよう危機対応細則を定めて事後対応体制を構築します。

【運用状況】

リスクマネジメント会議で策定した重点対応リスクへの対策（中期・年度計画）に基づき、主管部署を特定のうえ対策を実施し、同会議にて定期的に進捗確認及び対策の是正をしております。また、リスクが発生した場合の基本対応を定めた危機管理基本マニュアル、広報危機管理マニュアル等を整備しております。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を月に1回定期的に、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標を策定し、計画に基づく業務執行状況を監督します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。

当社は、取締役会の他、週に1回定期的に、または必要に応じて適時開催される経営戦略会議において経営上の重要案件を徹底的に協議したうえで効率的に執行します。また、必要に応じ担当部門長を経営戦略会議に出席させ、懸案事項の執行・管理状況に関する報告を受け適正な指示を行うことによって、職務執行の効率化を図ります。

当社は、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、各部門の業務執行の迅速性及び効率性を確保します。

【運用状況】

月次、四半期及び年度の予算並びに個別施策の計画及び達成状況は取締役会及び経営戦略会議に報告され、多面的な検討を実施することで、経営目標の適切な達成管理を行っております。

5 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するために関係会社管理規程を制定するとともに、関係会社の状況に応じて必要な管理を行います。

また、必要に応じて子会社に当社取締役をはじめ幹部社員を派遣し、問題点の把握・解決に努めます。

なお、監査室は定期的または臨時に管理体制を監査し、代表取締役及び取締役並びに監査役に報告を行います。監査役は監査室の報告を受けて監査役会にて協議を行い、必要に応じて取締役会に提言又は勧告を行います。

【運用状況】

子会社については、現預金管理や売上管理等を親会社がモニタリングできる体制を整えており、子会社の業務の適正を確保しております。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、監査室員を監査役の補助すべき使用人として指名することができます。

また、補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動の人事権に係る事項の決定には監査役の同意を必要とし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

【運用状況】

監査室は監査役会の事務局としても機能しており、監査室員の人事等は監査役と協議の上決定しております。

7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会の付議事項、経営戦略会議の協議事項、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他重要事項を法令等に基づき監査役に報告するものとします。

監査役は重要な意思決定プロセス、業務の執行状況を把握するために取締役会に出席し、また、常勤監査役は取締役会以外の重要会議に出席するとともに稟議書等業務執行に係る重要な決裁文書等を閲覧し、取締役及び使用人に必要があれば説明を求めます。

なお、監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ち、監査成果の達成を図るとともに、必要と認めるときは、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができるものとします。

【運用状況】

監査役が取締役会及び経営戦略会議等に出席することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得る他、監査室からも情報提供を行っております。更には、四半期ごとに監査役、会計監査人、監査室で会し、会計監査人から会計監査の方針、監査結果等の報告を受けるとともに情報交換を行っております。

8 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制システムを整備、運用し、それを評価する体制を構築しております。

【運用状況】

各部門が構築した内部統制を監査室が独立的評価を行っており、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

6 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1 基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針としております。

また、当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

(組織としての対応)

1. 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。

(外部専門機関との連携)

2. 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(取引を含めた一切の関係遮断)

3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

(有事における民事と刑事の法的対応)

4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(裏取引や資金提供の禁止)

5. 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

2 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針及び社内規程を制定し、全役職員へ反社会的勢力排除の周知徹底に努めております。

具体策としては、総務部を反社会的勢力の排除に関する統括部署と規定して、同部が中心となって排除体制の構築を推進しており、コンプライアンス研修における反社会的

勢力排除の教育や小冊子の配布等により反社会的勢力排除に関する意識の醸成に努めております。また、直営店長を不当要求による被害を防止する責任者に選任し、暴力追放運動推進センターが実施する講習を受講しております。

取引先の選定等に関しましては、「取引先調査実施要領」を定め、当該規程に従って、新規取引先等は取引開始時に、既存取引先等は定期的に当社所定の調査をしております。

また、事前調査では判明せず、取引開始後もしくは採用後に反社会的勢力との関与が発覚した場合は、すぐに取引停止もしくは退職に向けての対応を行うこととし、反社会的勢力と関係を持たないよう努めております。

その他、企業防衛対策協議会等への加盟、弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関等と連携して情報の収集・管理を行いながら、不当要求等が発生した場合に解決を図る体制を整えております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

1 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、種々の施策を実行しております。

これらの取り組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

(注)本事業報告中の記載金額及び株式数は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、売上高等の金額に消費税等は含まれておりません。

計算書類等

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科　目	第46期 (2020年3月31日現在)
資産の部	
流動資産	**19,554**
現金及び預金	17,117
売掛金	1,220
商品及び製品	121
原材料	347
その他	750
貸倒引当金	△2
固定資産	**47,983**
有形固定資産	**35,798**
建物及び構築物	12,175
機械装置及び運搬具	2,017
工具、器具及び備品	956
土地	20,461
建設仮勘定	187
無形固定資産	**145**
ソフトウエア	122
施設利用権	23
投資その他の資産	**12,039**
投資有価証券	5,376
長期貸付金	14
退職給付に係る資産	249
繰延税金資産	2,187
差入保証金	4,174
その他	56
貸倒引当金	△19
資産合計	**67,538**

科　目	第46期 (2020年3月31日現在)
負債の部	
流動負債	**13,715**
買掛金	2,071
１年内返済予定の長期借入金	2,842
未払法人税等	1,564
賞与引当金	979
その他	6,257
固定負債	**3,517**
長期借入金	1,995
再評価に係る繰延税金負債	506
資産除去債務	812
その他	203
負債合計	**17,233**
純資産の部	
株主資本	**50,542**
資本金	**8,166**
資本剰余金	**9,232**
利益剰余金	**43,869**
自己株式	**△10,726**
その他の包括利益累計額	**△237**
その他有価証券評価差額金	**3,174**
土地再評価差額金	**△3,286**
為替換算調整勘定	**△18**
退職給付に係る調整累計額	**△107**
純資産合計	**50,305**
負債・純資産合計	**67,538**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類等

連結損益計算書

（単位：百万円）

科　目	第46期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）	
売上高		85,571
売上原価		25,423
売上総利益		**60,148**
販売費及び一般管理費		52,449
営業利益		**7,698**
営業外収益		
受取利息及び配当金	62	
受取地代家賃	63	
受取保険金	86	
ＦＣ加盟料	98	
受取機器使用料	60	
補助金収入	69	
その他	74	515
営業外費用		
支払利息	15	
賃貸費用	80	
現金過不足	21	
災害義援金	11	
その他	0	129
経常利益		**8,084**
特別利益		
固定資産売却益	97	97
特別損失		
固定資産除却損	34	
減損損失	200	235
税金等調整前当期純利益		**7,946**
法人税、住民税及び事業税	2,627	
法人税等調整額	7	2,634
当期純利益		**5,311**
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		**5,311**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,166	9,204	40,809	△ 10,741	47,439
当期変動額					
剰余金の配当			△2,251		△2,251
親会社株主に帰属する当期純利益			5,311		5,311
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		27		16	43
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	27	3,060	15	3,102
当期末残高	8,166	9,232	43,869	△10,726	50,542

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,688	△ 3,286	△ 17	47	△ 567	46,872
当期変動額						
剰余金の配当						△2,251
親会社株主に帰属する当期純利益						5,311
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						43
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	485	—	△0	△155	329	329
当期変動額合計	485	—	△0	△155	329	3,432
当期末残高	3,174	△3,286	△18	△107	△237	50,305

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類等

貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	第46期（2020年3月31日現在）
資産の部	
流動資産	**19,464**
現金及び預金	17,043
売掛金	1,196
商品及び製品	121
原材料	346
前払費用	472
その他	288
貸倒引当金	△2
固定資産	**48,268**
有形固定資産	**35,660**
建物	11,429
構築物	679
機械及び装置	1,954
車両運搬具	59
工具、器具及び備品	887
土地	20,461
建設仮勘定	187
無形固定資産	**145**
ソフトウエア	122
施設利用権	23
投資その他の資産	**12,463**
投資有価証券	5,376
関係会社株式	30
関係会社出資金	288
長期貸付金	14
長期前払費用	47
前払年金費用	404
繰延税金資産	2,139
差入保証金	4,172
その他	9
貸倒引当金	△19
資産合計	**67,733**

科　目	第46期（2020年3月31日現在）
負債の部	
流動負債	**13,685**
買掛金	2,059
１年内返済予定の長期借入金	2,842
未払金	3,034
未払費用	2,336
未払法人税等	1,563
賞与引当金	979
その他	868
固定負債	**3,512**
長期借入金	1,995
再評価に係る繰延税金負債	506
資産除去債務	807
その他	203
負債合計	**17,198**
純資産の部	
株主資本	**50,646**
資本金	**8,166**
資本剰余金	**9,232**
資本準備金	9,026
その他資本剰余金	205
利益剰余金	**43,974**
利益準備金	940
その他利益剰余金	43,034
保険差益積立金	18
固定資産圧縮積立金	224
別途積立金	22,800
繰越利益剰余金	19,991
自己株式	**△10,726**
評価・換算差額等	**△111**
その他有価証券評価差額金	**3,174**
土地再評価差額金	**△3,286**
純資産合計	**50,535**
負債・純資産合計	**67,733**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科　目	第46期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）	
売上高		85,277
売上原価		25,332
売上総利益		**59,944**
販売費及び一般管理費		52,169
営業利益		**7,775**
営業外収益		
受取利息及び配当金	62	
受取地代家賃	63	
受取保険金	86	
ＦＣ加盟料	98	
受取機器使用料	60	
補助金収入	57	
その他	82	511
営業外費用		
支払利息	15	
賃貸費用	80	
現金過不足	21	
災害義援金	11	
その他	0	129
経常利益		**8,157**
特別利益		
固定資産売却益	97	97
特別損失		
固定資産除却損	34	
減損損失	200	235
税引前当期純利益		**8,019**
法人税、住民税及び事業税	2,626	
法人税等調整額	7	2,634
当期純利益		**5,385**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類等

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						保険差益積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,166	9,026	177	9,204	940	19	229	22,800	16,850	40,840
当期変動額										
保険差益積立金の取崩						△1			1	－
固定資産圧縮積立金の取崩							△5		5	－
剰余金の配当									△2,251	△2,251
当期純利益									5,385	5,385
自己株式の取得										－
自己株式の処分			27	27						－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	27	27	－	△1	△5	－	3,141	3,134
当期末残高	8,166	9,026	205	9,232	940	18	224	22,800	19,991	43,974

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△10,741	47,469	2,688	△3,286	△597	46,872
当期変動額						
保険差益積立金の取崩		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△2,251				△2,251
当期純利益		5,385				5,385
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	16	43				43
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			485	－	485	485
当期変動額合計	15	3,177	485	－	485	3,662
当期末残高	△10,726	50,646	3,174	△3,286	△111	50,535

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社王将フードサービス
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三浦宏和　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中田信之　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社王将フードサービスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社王将フードサービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

監査報告書

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社王将フードサービス
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦宏和 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田信之 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社王将フードサービスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

監査報告書

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査報告書

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及び附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

株式会社王将フードサービス 監査役会

常勤社外監査役　髙橋正哲 ㊞

社外監査役　原　哲也 ㊞

社外監査役　松山秀樹 ㊞

以上

餃子の王将 日本を美味しく

GYOZA OHSHO

MEMO

MEMO

MEMO

定時株主総会会場のご案内

日　時

2020年6月26日(金曜日)
午後1時(受付開始:正午)

場　所

京都市東山区粟田口華頂町1(三条けあげ)
ウェスティン都ホテル京都
西館4階 瑞穂の間
TEL(075)771-7111





交　通　**地下鉄東西線「蹴上駅」2番出口より徒歩約2分**

○「蹴上駅」へのアクセス
- JR線・近鉄線「京都駅」から地下鉄烏丸線(国際会館方面)に乗車
  「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線(六地蔵方面)に乗りかえ
- JR線「山科駅」から地下鉄東西線(太秦天神川方面)に乗車
- 京阪線「三条駅」から地下鉄東西線(六地蔵方面)に乗車
- 阪急線「烏丸駅」から地下鉄烏丸線(国際会館方面)に乗車
  「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線(六地蔵方面)に乗りかえ

株式会社 王将フードサービス
https://www.ohsho.co.jp

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT